

福智町公告第 103 号

条件付き一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項に基づき、赤池地区ライスセンター機械設備設置工事について、条件付一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 10 日
福智町長 黒土 孝司



1 入札に付する事項

- (1) 事業名：令和 8 年度一般単独事業
- (2) 工事名：赤池地区ライスセンター機械設備設置工事
- (3) 工事場所：福岡県田川郡福智町市場地内
- (4) 工事概要：ライスセンター整備に伴う機械設備設置工事 一式

【主な設備】

- 荷受計量設備
- 乾燥設備
- 糲摺調整設備
- 計量出荷設備
- 集塵設備
- 電気設備工事
- 電気工事
- 燃料・エア配管備工事
- 組立据付工事
- 保守点検サービス
- その他附帯設備

※詳細については、設計図書、仕様書及び設計書による。

- (5) 対象施設面積：975.50㎡（鉄骨造 2 階建）
- (6) 予定価格：360,882,500 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (7) 最低制限価格：有（落札確定後公表）
- (8) 工期：契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格

本入札に参加できる者は、単体企業による施工方式とし、令和8年7月10日現在において次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、入札及び契約締結時も同様とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 建設業法に基づく機械器具設置工事業の許可を受けている者
- (3) 令和8年7月10日現在、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経審」という。）を受け、その結果通知書及び総合評定値通知書において、機械器具設置工事の総合評定値（P点）が900点以上である者
- (4) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有し、施工後の保守点検及び緊急時に迅速な対応が可能な体制を有する者
- (5) 過去に国、地方公共団体又は公共的団体が発注したライスセンター、乾燥調製施設その他これらに類する施設の機械設備工事について、元請として施工した実績を有する者
- (6) 福智町と紛争又は争訴関係にないこと。
- (7) 下記3に基づき入札参加資格確認申請書等を提出期限までに提出し、福智町から競争参加資格が「有」である旨の確認を受けた者（又は、不適格通知を受けなかった者）
- (8) 本工事に関し福智町が別に定める等級及び業種区分等に対応した資格を有する技術者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。また、建設業法第19条第2項の規定に基づき、現場代理人を当該工事の現場に原則として常駐させ、その運営、取り締まり等を行わせることができること。なお、配置する現場代理人及び、当該工事の履行にあたり専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（以下「専任技術者等」という。）は、入札参加資格確認申請書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てがなされていない者
- (10) 暴力団その他反社会的勢力と関係を有しない者

3 入札参加資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

令和8年7月10日から令和8年7月21日まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※令和8年7月21日のみ午前8時30分から午後12時00分まで

(2) 提出場所

福智町役場 防災管財課管財係

〒822-1292 福岡県田川郡福智町金田937番地2 本庁舎3階

電話番号：0947-22-7771

(3) 提出書類

一般競争入札 参加資格確認申請必要書類一覧表のとおり

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）

(5) 資格確認結果の通知

資格確認の結果については、申請者全員に対し、次のとおり FAX により通知する。（なお、FAX 送信をもって通知したものとみなす。）

ア. 入札参加資格を有すると認めた者：入札参加資格確認通知書（適格者用）（様式第 4 号）

イ. 入札参加資格を有しないと認めた者：入札参加資格確認通知書（不適格者用）（様式第 5 号）

上記イの通知（不適格通知）の内容に不服がある者は、通知日を含めた 3 営業日後の正午までに、理由を付した書面（任意様式）を、上記(2)の提出場所に持参、郵送（必着）又は FAX により、不服申し立てを行うことができる。

不服申し立てがあった場合、福智町は内容を確認し、申し立て日を含めた 5 営業日以内に、申し立てを行った者に対し、書面により回答する。

(6) 入札参加の辞退

本項(1)の入札参加資格確認申請書を提出した後に入札を辞退する場合は、入札執行（入札開始時刻）前までに、入札辞退届（様式第 8 号）を上記(2)の提出場所に持参、又は郵送（必着）の方法により提出すること。

4 設計図書の配布

(1) 配布期間：令和 8 年 7 月 10 日から令和 8 年 7 月 21 日まで

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※令和 8 年 7 月 21 日のみ午前 8 時 30 分から午後 12 時 00 分まで

(2) 配布場所：

福智町役場 農政課農政係

〒822-1292 福岡県田川郡福智町金田 937 番地 2 本庁舎 2 階

電話番号：0947-22-7767

5 質問及び回答

(1) 質問受付期間：令和 8 年 7 月 10 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

(2) 提出方法：FAX 又は電子メールによる。（持参および電話による質問は受け付けない。）

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和 8 年 8 月 4 日までにホームページに掲載する。

(4) 提出先：福智町役場 農政課 農政係

TEL：0947-22-7767

FAX：0947-22-9091

mail：fg1100@town.fukuchi.lg.jp

6 入札及び開札

(1) 日時：令和 8 年 8 月 10 日 午前 10 時 00 分

(2) 場所：福智町役場 3 階 303 会議室

所在：〒822-1292 福岡県田川郡福智町金田 937 番地 2

(3) 入札方法：

- ア. 入札書は、上記 (2) の場所に持参により提出すること。郵送、電送 (FAX、電子メール等) による入札は認めない。
- イ. 入札参加資格を有すると確認された者 (又は不適格通知を受けなかった者) でなければ入札に参加できない。
- ウ. 入札書には、契約希望金額のうち、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額 (税抜き金額) を記載すること。なお落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- エ. 入札書 (様式第 6 号) には、工事積算内訳書を添付すること。ただし、添付する工事積算内訳書には、工種ごとに積算した合計額を記載するものとする。
- オ. 上記エの工事積算内訳書について、福智町から求められた場合は、速やかに詳細な内訳 (単価、数量等を含む) を提示できるよう常に準備しておくこと。
- カ. 代理人が入札する場合は、開札時まで委任状 (様式第 9 号) (原本) を提出すること。

(4) 開札：入札終了後、直ちに上記 (2) の場所にて、入札者の面前で行う。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除する。
- (2) 契約保証金：納付すること。

契約金額の 100 分の 10 以上の額を、仮契約の日までに納付すること。ただし、保証契約を証明する書類を提供した場合は、納付を免除する。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本告示に示した入札参加条件を満たさないもの (入札参加資格の確認後、入札時点において当該条件を満たさなくなったものを含む。) のした入札。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたものした入札。
- (3) 委任状 (様式第 9 号) を持参しない代理人がした入札。
- (4) 入札書に記載された金額、氏名、印影 (又は署名) が判読困難な入札、金額を訂正した入札、又はこれらが確認できない入札。

- (5) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 入札参加者が1者のみの場合(入札開始までに辞退等により1者になった場合も含む)は、当該入札を無効として取り止めるものとする。
- (7) その他、福智町一般競争入札心得書及び入札説明資料等において示した入札に関する条件に違反した入札。

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

10 契約について

契約に関する重要事項(議会の議決)

- (1) 本契約の締結は、福智町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年条例第50号)第2条の規定に基づき、福智町議会の議決を必要とする。落札者と締結する契約は、議会の議決を得られたときに本契約として効力を生じるものとする。
- (2) 福智町議会において議決が得られなかった場合には、契約を締結しない(仮契約は効力を失う)。この場合において、落札者が被った損害(契約履行の準備に要した費用、契約保証(履行保証保険等)に要した費用、仮契約書に貼付した印紙代等の一切の費用を含む。)について、福智町は一切の責任を負わないものとする。

11 前金払・中間前金払・部分払いについて

本工事においては、福智町公共工事前金払及び部分払制度実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、次のとおり支払い条件を定める。

- (1) 前金払：
要綱に定める要件を満たす場合、公共工事前金払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録をうけた保証事業会社の保証を条件として、請負金額の10分の4以内の額(算定した額に、10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)について前金払を請求することができる。
- (2) 中間前金払：
前金払を受けた後、要綱に定める要件(工期の2分の1を経過していること、工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること、既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること等)をすべて満たす場合、保証事業会社の保証を条件として、10分の2以内の額(算出した額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)について中間前金払を請求することができる。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する手続き等の詳細は、入札説明資料等による。
- (2) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本国通貨及び日本語とする。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 本入札に関する談合情報等の通報窓口は、福智町役場防災管財課とする。
- (5) 入札参加者は、福智町財務規則及び一般競争入札心得並びに関係法令を遵守するとともに、請負者となったものは、契約約款、福智町暴力団排除条例、並びに福智町財務規則等関係法令を遵守し施工しなければならない。
- (6) 契約の締結及び履行にあたっては、福智町工事請負契約約款を遵守すること。

13 本公告に関する照会先

(1) 入札担当部署

福智町役場 防災管財課 管財係

TEL：0947-22-7771

FAX：0947-22-7774

mail：fg0421@town.fukuchi.lg.jp

(2) 発注担当部署

福智町役場 農政課 農政係

TEL：0947-22-7767

FAX：0947-22-9091

mail：fg1100@town.fukuchi.lg.jp

(3) ホームページ

令和8年度一般競争入札公告：

<http://www.town.fukuchi.lg.jp/soshiki/kanzai/zaiseikanzai/nyusatsu/4388.html>